

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年3月16日（平成30年（行個）諮問第44号）

答申日：平成30年5月11日（平成30年度（行個）答申第23号）

事件名：特定公共職業安定所間での本人の離職票に係る補正照会に対する回答
文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人から特定公共職業安定所Aに提出のあった雇用保険被保険者離職票について、特定公共職業安定所Aと特定公共職業安定所Bとの間で行った補正照会及び回答に関わる事務文書。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、長野労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年12月6日付け長野労働局個開第25号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

事業所の回答が、虚偽の可能性があるので確かめたい。

平成29年12月6日付け長野労働局個開第25号（開示決定通知書）の「2 不開示とした部分とその理由」の「（2）補正回答書面にある事業所職員からの聴取内容」には、「当該記載部分は、・・・事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなるなど、事業所から離職時の状況に関する正確かつ詳細な情報の収集が阻害され、公共職業安定所における離職理由の判断に際し、正確な事情の把握が困難となり、雇用保険の基本手当の不適切な支給に繋がるおそれがあることから・・・」とあるが、本文書はあくまでも、事業所の回答が全て事実であると仮定して作成された内容であり、事業所が虚偽の回答をしている場合には、不開示とした理由にならない。

(2) 意見書

特定事業所は、公共職業安定所からの問い合わせに対して、「社内調査の結果、パワーハラスメント、嫌がらせはない」と回答しました。

特定労働基準監督署からの問い合わせに対しても、「社内調査の結果、パワーハラスメント、嫌がらせはない」と回答し、審査請求人が申請したあっせんへの出席を拒否しています（添付資料1参照）。

長野労働局雇用保険審査官からの問い合わせに対しても、「社内調査の結果、パワーハラスメント、嫌がらせはない」と回答しています（添付資料2参照）。

審査請求人に対してパワハラを行ったのは、本回答の権限を持つ特定役職本人であるので、社内調査をしてもパワハラは存在しません。

特定事業所がパワハラを認めないため審査請求人は、自身が受けたパワハラを立証するために、証拠資料（音声録音データ）を特定公共職業安定所Aに持参しましたが、特定雇用保険調査官は、「証拠資料は必要ない」と言って、受け取ってもらうことが出来ませんでした。

このように、特定事業所はパワハラを隠蔽し、特定公共職業安定所Aは特定事業所の回答を正として給付制限処分をしています。

その後特定公共職業安定所Aは、特定雇用保険調査官の対応は不適切で、あったとして、証拠資料を受け取り現在審議中ではありますが、果たして正当な審議が行われるのか不安です。この状況の中、審査請求人自らの権利を主張するためには情報開示が必要であると考えます。

その他、理由説明書の4結論【原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち、上記2（3）で開示することとした部分については新たに開示することとする】について開示方法をご教授願います。

（添付資料省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分で不開示とした部分のうち、一部の情報について新たに開示した上で、その余の部分については、法14条3号イ及び7号柱書きの規定に基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、特定公共職業安定所Aと特定公共職業安定所Bとの間で確認を行った、審査請求人の離職に係る離職票補正文書一式（以下「対象文書」という。）であり、次に掲げる文書により構成される。

- (i) 特定公共職業安定所Bに対する「雇用保険被保険者離職票記載事項の確認・補正（依頼）」
- (ii) 審査請求人の記載した「雇用保険受給資格決定に関する申告書」
- (iii) 「雇用保険受給資格決定に関する申告書12欄に係る異議申立書」
- (iv) 審査請求人に係る「雇用保険被保険者離職票－2」
- (v) 特定公共職業安定所Aに対する「雇用保険被保険者離職票記載事項の補正確認について（回答）」

(2) 不開示情報該当性について

対象文書の不開示部分には、特定事業所の印影に関する情報があり、開示することにより、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書の不開示部分には、特定公共職業安定所が特定事業所から聴取した離職理由に係る離職の経緯及び経緯に関する参考情報が記載されている。離職理由は、雇用保険の受給資格において基本手当を受給できる日数等に影響があるため、これらの情報は離職区分を判断する上で重要な情報となる。

仮にこれらの情報が開示されることとなれば、事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくなるなどにより、労働者の離職時の状況に関する正確かつ詳細な情報の事業者からの収集が阻害され、公共職業安定所における離職区分の適正な判断が困難となり、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼし、雇用保険の基本手当の不適切な支給につながるおそれがあるため、当該情報については、法14条7号柱書きに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

別表に掲げる対象文書5の①の「新たに開示する」箇所については、法14条各号で定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「平成29年12月6日付け長野労働局個開第25号に記載される不開示とされた理由については、事業所の回答が全て事実であると仮定して作成された内容であり、事業所が虚偽の回答をしている場合には、不開示とした理由にならない」と主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のことから、本件審査請求に係る対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち、上記2(3)で開示することとした部分については新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年3月16日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月26日 | 審議 |
| ④ | 同年4月9日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同月13日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年5月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人から特定公共職業安定所Aに提出のあった雇用保険被保険者離職票について、特定公共職業安定所Aと特定公共職業安定所Bとの間で行った補正照会及び回答に関わる事務文書。」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の4欄に掲げる部分については、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 通番4

当該部分は、特定事業所の印影であり、当該印影は、文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 通番5

当該部分は、特定公共職業安定所Bが特定事業所から聴取した審査請求人の離職の経緯に関する情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにいくくなるなどにより、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書			2 通番	3 新たに開 示する部分	4 不開示 を維持す る部分	5 根拠条文 (法14条該 当号)
番号	文書名	頁				
1	雇用保険被保険 者離職票記載事 項の確認・補正 (依頼)	1	1	—	—	—
2	雇用保険受給資 格決定に関する 申告書	2	2	—	—	—
3	雇用保険受給資 格決定に関する 申告書12欄に 関する異議申立 書	3	3	—	—	—
4	雇用保険被保険 者離職票-2	4	4	なし	事業所印影	3号イ
5	雇用保険被保険 者離職票記載事 項の補正確認に ついて(回答)	5	5	・14行目1 文字目ないし 21文字目 ・18行目 ・19行目1 文字目ないし 11文字目	原処分にお ける不開示 部分(14 行目ないし 22行目) のうち、左 欄を除く部 分	7号柱書き
		6	6	—	—	—